昔傳拾葉

上

73
6267
2—1

菊傳拾葉

上

門 73
総 6267
巻 2-1

宗教大学図書

去水五味均平蔵

昔傳拾葉一

四神相應地の事

親王の御事

五摂家の事

羽林名家の事

文武官の事

帝皇御事

准三后の事

清花の事

官位の事

三家并官事 諸家

宿中官位の事
征夷將軍補任事
検校勾當の事
芸家の事
四野家の事
六条家の事
天文暦道の事
武官の事
永徳金百官事
御子孫称号事
訪源寺家の事
諸家源氏の事
和氣丹家の事
妙法院梶井門跡事
近衛殿八ッ家の事
一代称号の事
准門跡の事

黄傳拾葉

四神相應の地事

今の帝都は桓武天皇延暦年中に遷されし所にして平安城と名付く此系は四神相應の地にして北は玄武左は青龍右は白虎前朱雀後玄武是之四裏に南向し南方平野にして皆四面高し

前朱雀後玄武是之四裏に南向し南方平野にして皆四面高し

[illegible]玄武に北方より高山有と云是王城の後

左は青龍に四裏に左方小流河流たると云[illegible]鴨河は右白虎

又城の左方小道有と云[illegible]今の東海道[illegible]の道

[illegible]七道[illegible]四色[illegible]と称り[illegible]地と[illegible]相應[illegible]

注南斗任略記
所謂天数者尤
青龍右白虎前
朱雀後玄武注
云角九為青龍
參井為白虎[illegible]
張為朱雀斗牛
為玄武用兵者
右參井左角九
背斗牛鄉星張
此須北斗之銓
衡也

東ハ日本ニ双ブ勝地ニシテ山海ニ囲ミ裏ニ遷サレ
ヨリ後他所ニ遷都ナシ　平相国清盛卿ニ従ヒ
奇庫ナ猶ホ新ニ都ニ遷サレシモ多クハ有
ラズ猶ホ又本ノ第ニ還リ住シ侍ラシ事代ヨリ
他所ニ住サセラルル例ナシ　故日出度勝地ニ

帝皇ノ御事

御譲位受禅ト云フアリ舊主御位ヲ譲王ヘハ新帝御譲ヲ受王ヲ御即位作法後ニアリ

第一ハ天照皇祖ノ嫡孫ニ坐ス故ノ名称　今上皇帝ト申ス　然
當人ニ法ヲ法ヲ立ルヲ新院ト号ス　是ハ
天皇ノ号ヲ譲ル故ニ仏洞ト申ス　法皇ト

中ハ法皇ノ初ニ多ク有ル事ニ式人ノ云
徒野ニ三十三度御幸ナレ法皇ト雖ト云ヘトモ
ルルハ天子法位ヲ捨ル故ト即位ト云又淺祐ト云脱ヲ
ヲ逆鱗ト云ヒ世頻ヲ世脱ヲ論ヲ以テ帝
ハ世事ニ云モカシラ法ノ名ヘ云ヒ元人記
ヲ云ハ事ノ云ヒ一ツノ世ニ要ク雖述仏事ニ仏洞
法皇ト云院新院ト中ハ世位ノ事ニ位ヲ譲ル
ヲ云ハ法ヲ云ヒ世位ノ時ニ位ヲ
譲ルヒ後ニ法ノ云事御ヲ云ヒ

世話ゆゑ[illegible]

親王御事

親王は[illegible]の四子[illegible]何[illegible]

親王[illegible]と[illegible]

[illegible]親王[illegible]

[illegible]親王[illegible]

[illegible]

[illegible]入道[illegible]

入道盈觴
天武帝大海人皇子ト申セシトキ入吉野玉ヲ謂之
曰我今入道修行ス

乃号ハ都[illegible]紀也[illegible]入道ト云[illegible]昔より上[illegible]

[illegible]

一せ[illegible]

の後入道殿[illegible]我朝ふ双の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中宮の事と云ふ如く世下代々まもるべきなり

扨また親王家と云ふ三家あり伏見殿八条殿桂殿と云ふ

是は後醍醐天皇の出後嵯峨の天子の御子時代三家なり是

皇統撰び定ふ法なり

准三后の事

准三后と云ふ大臣家の子孫の母也皇后家

天子の母也皇后家

桓武天皇尊母公置中宮職是後皆御母称中宮是皇后宮之儀也然至二本院御宇一立嫡妻二人而以一人為皇后以一人為中宮是四宮ト云中宮ハ三宮之外也

天子の后之准三后ふ准する様に桓武朝より中宮職と別に置かれ四家

しかるに近後世代家絶より扨女院門号も初は東二条院改

称の出服東二条院より始て其後上東門院より始て

福門院待賢門院建礼門院等まで皆女院国母の

門号大内裏の時四方ふ十二門あり其名女院国母の

号とかの又宣旨准三后ふ補せらるる事大きかの様と

云ふ其故ハ天子ふ親王なるい后妃と申さを記いなり

其後ふ后妃より出家遁世して出頭いなり大切ふ思ふ人なり

てハかるべしその間ハ僧侶ふ准三后ふ職宣下ふ大き

成法羅恵之といふ

摂家の事

摂家とは春日大明神の御末大織冠鎌足より出流く
世一に近衛殿世二九条殿世三二条殿世四一条殿世五鷹司
殿流とあるは先近衛殿元祖は法性寺関白忠通公長男
六条摂政基実公也殿下和漢共に有て万民を教育
治天下世一の重臣たるべき所なり関白と称する
と雖も古今治世の事に業子孫繁昌世代
なり世事に喜無ふ必ひるとして絶る限有ばこそ

房常考
基実永保元三
八十関白十二才
永万元六廿五
摂政仁安元七
廿三兵元二十四

なるべし毎世の小事より其家の盛衰の中之
職の如抜と雖とも世々に抜又九条殿を祖い基実より世
月輪御門の重臣なり二条殿は月輪殿二代の後光明峯
摂政道家公の次男良実公を祖一条殿は良実より世
円明寺殿経実公也いつれも道家公の子なれども実経公は
世子にて後世なり九条殿は伊尹公の遺有しかも親父道家
の世譲り世子に実経と云を嫡流なる故の名世に大内裏
記源氏物語等は殿より渡さるを称し世なり一条殿御
殿は之家の円明寺殿の世に世よりは代々

代摂政関白人臣にあらざるべからざる大殿
の出勤いとゝ思しめすと古代人臣の出仕
とゝもに古代人名義の出勤なり迎送之儀
出家ゝ之儀ゝ後より始まる代一家殿
司殿之御迎送殿の御参宮之代の後猶関白家宮
の出仕稱合院関白兼帯之人道清盛代出仕之毋方
代之稱号太又摂政関白之称始まる夫摂政
作ゝ始り下民を惑せり摂政とゝ天子幼少の
時ゝ之道出仕ゝ為代の始まる天子

度を改ゝ百端出来して世乱れ民苦しむ光
清時摂政と摂政ゝ清盛又関白ゝ成り御摂関
以後ゝ代ゝ出仕ゝ有是摂政の初ゝ我国ゝ起る天皇
如事ゝ出勤聖徳太子摂政と摂行ゝ後清和帝
幼時外祖父忠仁公摂政の摂政ゝ始て出来ゝ事と守ゝ之ゝ
人臣摂政の根本ゝ成れ代職ゝ帝十五ゝ成ゝ出来
世ゝ人臣摂政天子ゝ中月ゝ出来ゝ世ゝ摂政入ゝ
関白ゝ中ゝ天皇摂政ゝ成ゝ出来ゝ
天皇ゝ次位ゝ成ゝ出来ゝ君ゝ出来ゝ

[illegible]大職[illegible]ハ[illegible]同日[illegible]あつ[illegible]と[illegible]流[illegible]拾
同ハ[illegible]下[illegible]一の[illegible]景[illegible]居[illegible]く[illegible]流の宣[illegible]世[illegible]霊[illegible]
[illegible]人[illegible]職ハ任初め我朝ハ霊[illegible]古例准[illegible]陽成院の御時
昭宣[illegible]基[illegible]ハ初[illegible]職[illegible]ハ[illegible]天[illegible]出[illegible]て[illegible]殿[illegible]
[illegible]ハ[illegible]関[illegible]最[illegible]浪[illegible]事[illegible]又[illegible]白の[illegible]と[illegible]ハ[illegible]或[illegible]
殿の大将殿[illegible]大納言[illegible]信中[illegible]ハ[illegible]或[illegible]殿の[illegible]殿の
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]扱[illegible]扱[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]前の扱[illegible]白
[illegible]名[illegible]賞[illegible]の[illegible]人[illegible]者[illegible]拾[illegible]
[illegible]と[illegible]記[illegible]繁[illegible]ハ[illegible]ふ[illegible]

清花の事

清花[illegible]ハ久我殿花山院殿大炊御門殿滝[illegible]梅殿西園寺殿
徳大寺殿菊亭殿[illegible]の家[illegible]或[illegible]英雄[illegible]
久我殿ハ村上天皇[illegible]の[illegible]平親王の末[illegible]一流の源氏
花山殿大炊殿ハ[illegible]一[illegible]但[illegible]ハ[illegible]嫡家大炊[illegible]流[illegible]
[illegible]ハ[illegible]白師[illegible]ハ[illegible]梅西園寺徳大寺菊亭
[illegible]と[illegible]流[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]梅西園寺徳大寺菊亭
坊門[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]九条右大臣師輔[illegible]の[illegible]閑院大
の[illegible]閑院の人[illegible]者[illegible]ハ[illegible]公[illegible]の[illegible]代

[illegible]加之
廣幡 正親町源氏
醍醐 [illegible]殿より出
右二家近代被
立之清華之一
列也

院家の家名と同じく大臣家のごとの家なれども但又家よりて
すこしづつのおくれあるもの有さらんにそれにまた其家
代々の間ふ相摸有りしかの家名家と申すもとも定るなのまた此家と云扱法花の家に法
と支と拾家は等もれも其拾家と拾法よりは元成院の
拾家と拾法と清花と文清花と合もあるなり
法ふ閑院の名四あるなり世にも大臣家にて有西園寺
正親町三條中院なども此家と有西園寺
大臣なるべき大臣清花家

居加之
中院・正親町三條
三條西
右三家謂大臣家

大臣家トハ堂
任大臣不第
任大將也

云准大臣清花家なり夫家ハ名家ハ諸大夫家ハ
大納言以下にて一生動る家の人と大臣にまでなるべき
閑くなる功績也と云准大臣もまた動仕者也
なり其家々の古例と考へ其分すなとうひ家者
の上にて此家有中と云花角部屋なる人其名を取世
なるべし

羽林名家の事

羽林家とは中女房と名家と法文なり法
家人

房常按名家
トハ諸大夫ヨリ經
上ル家ト非ナリ
名家儒家ヲ云
之諸大夫家別ニ
是アリ

友信の変

[illegible]摂政より前変[illegible]但摂政関白は時々云早甚と云依
変職の変次第は後の[illegible]河内前摂政関白と
[illegible]是は極上の儀なり此時前変ふ[illegible]ねは三箇の人
[illegible]変職沖[illegible]未摂関[illegible]ぬ時武[illegible]左大臣
右大臣内大臣[illegible]前の大臣[illegible]是は摂関
[illegible]下[illegible]変の[illegible]変取[illegible]次の人[illegible]
事[illegible]皆前変[illegible]関白前大臣[illegible]変[illegible]
[illegible]職白の前職[illegible]変[illegible]不吉[illegible]前変な

[illegible]摂政のれも[illegible]変職次第摂政[illegible]前官
より[illegible]の人[illegible]次第[illegible]
[illegible]自由[illegible]
[illegible]三箇[illegible]時[illegible]
[illegible]摂政[illegible]
[illegible]摂政[illegible]大納[illegible]中納[illegible]
[illegible]出[illegible]極[illegible]

文武友変

文武友[illegible]内大臣の[illegible]大納[illegible]の友[illegible]大
[illegible]文[illegible]大[illegible]武友[illegible]

房常按内大臣公
員外官ニ依而
三公ト云ヒ今ノ
違无之

いつれ但拾家法花ハ限ニ大臣ハ[illegible]
事ニ又大臣ハ大なる謂有友如ハ當世ハ任今ハ是ハ則
國の友かゝし昔の云ふ[illegible]大政大臣者の大臣ハ當代ハ
右大臣内大臣と云ふ[illegible]

三家兼友ノ　付法花

法花ハ兼大納言兼中納言ハ大臣ハ兼友あり大臣
ハよりて勅ハ人ハ納言ハ兼友是則法花の法
扶桑より以下の諸家ハ人ハ喜家ハ法ハ友法ハ下ハ事有り
家ハ[illegible]或ハ大納言法ハ中納言ハ法

る家も有又それより下ハ[illegible]参議ハ一生涯ハ家もあり
法ハ友ハ[illegible]ハ事有事ハ記ハ
四倉の人ハ公家ハ以法一枝ハ[illegible]ハ喜家ハ法
者迦法ハ置き先達を求ハ[illegible]ハ
らの法法ハ[illegible]法のお遣有事ハ

僧中官位の友

僧中小僧都法師ハ法ハ友ハ法ハ服法ハ僧位
さん法ハ僧大僧都事ハ法友ハ合有ハ

天文廣ハの事

陰陽道昔は一家にして安倍道と号せり賀茂保憲
しより名人天文道を学ぶ其子安倍晴明より授を暦道と
其子孫より濃る是より安倍やすの天文を以天
地要気雲気非常を考へ其験を我人くらべ
吉凶を明らかに知る故人皆是代々人の不
及所也又暦道いにしへの暦法を改
正し賀茂保憲名誉の達人なれば我朝の天文
を授くべき人なれば賀茂氏暦道を受てより暦法をつとめ
其子の晴明大事の天文乃法を受て晴明

[illegible]
我朝を濃し天下国家の為に家を治め代を濃し
[illegible]
今ふ双の神人にて其子孫繁盛なりしかば
[illegible]
[illegible]
[illegible]

征夷将軍補任の事

日本惣追捕使のことは、源氏の嫡流、鎌倉殿二位尼政子の頼朝卿の
ごとく、武勇抜群なる人、代々相伝の職なり。
しかるに、後鳥羽院の御代、承久の乱、朝廷の御敵となりて、
内御護の任をもって、武家の棟梁なる人、代々の勇将なり。
西国・東国追捕使、国々に天下を所領して、政治をさまし、
世のあるじとなる。頼朝の子孫、相続して、奴婢・家人、
自然追捕使、源氏一天の支配なり。
上代、中納言兼任、西村九二位大納言、将軍と

為ること、清盛公の三男知盛公、二位新中納言、将軍となる
事、世の上代、山猟とかくる人、多くなり。一、家を治する
及び、軍旗胡籙、長男頼朝、右大将、将軍、長命
右大臣、源氏将軍、世を治、長男頼朝、小条代、
織、屋、家、家、家

軍職をあらそはしより宮所方の祖源のそ氏は摂大納言
正二位まて官職を位をしの贈太政大臣の追号有て爭持職
とは此子孫は代治将軍宣下あり武い大政大臣にて將
軍の位あり太政大臣内府にて位のみもなく武は二位中納言
相国とて此号ありも有是皆其時は将軍は清のうち
也て各別の事にて此内府にて友はるとかりのうち也
のうちは伊勢は大夫よりは位は事とは將軍号なく
其人大政大臣源氏なるは清和將軍の院別當源氏也
夫大将軍位一位太政大臣源氏とも位なく清和將軍の院

清和將軍院別當
大將軍太政
大臣従一位兼
行右近衛大
將源朝臣某
上可書源氏
長者下位署
書名例所見
ナシ

別當と云い職之是い清和院將軍の也因と云仍て結構
職く久我殿代代此職とは不よる氏源氏長者
大臣兼通公の時久我相國兼通公此職を右大將
ら也しまりは公家職く扱右大將宣下と云ふ
大礼まて此歌横あり強て伝也云従一位太政大臣
まあり時此時公方將大納言兼昭内府也
伝也公扱は光界有て也院殿とも扱老臣秀
吉公も太政大臣関白と称ふ也院殿と扱將軍宣下元和と云
まれ昔より此宣下武職摂家の内武位なれいやしく家柄

秀吉天下を取りて後関白右大臣時政を命じて太政大臣
を辞すと雖時政の先祖太政大臣を経関白天子補佐の職
太政官より相勤めしかば氏職をけがさんやの御心にて関白
に成て太政大臣と称せんもいかがなりとて大臣にて
付くべきましまいにて有りしかば堂上人の書籍に堂上
の事なれば武家に世間に流布するあれば

武官の事

古より武家の武官大臣と成しは将軍家の
つるぬい鎧を相伝ふ故なり羽柴なる故なり但伝雄公
近代加州薩州陸奥納言例有之也

但内大臣平信雄公兄弟出代界に後城令殿子秀信を
始めとして内大臣に成ぬ故信雄公後に織田幸
長と申し扨古より将軍家四一族に各別の出家衆大名
外様の出家受領法名文字も侍従迄に成られ以下の
如く名字職を国名に成れば位階大名に成
の人名しなれば内諸有大名或は出家節人に成清
まで成ぬ昔は九州探題なと云任する人別の器量を
撰て下されしに廉苑院殿時分川内出世の人道に成将
命を受給ふ故出家なる人は出家に成

按辞令書なる人は出家に成

熊野本宮新宮那智三山
検校聖護院御門主代
〻被補與之
三水記所見
建業福市
詔平家云云
然則書検
校者誤也

検校勾當〻事

むかしより検校勾當といひしは僧侶にて寺院
の検校なりとぞ山事なる頃は民間すべて
なりふりはすべて始まりて世に師匠職名を称
したる紙撰にて憲蒙の盛衰欣慕永年中ある人の見
るに盲目法師にて音曲をとりて退出して梶井門跡
門徒にて音曲をとりて退出して梶井門跡
門徒なりしに青蓮院門徒に移りて大内大臣実時公
と申すとそ盲目ときのみなり

尚時代の事古より法師にて大唐に渡りて音曲をとり
次に仏法書時久我家に於て加賀のとき法師
より此例をなすなり法師事未代
あるべきことなり作情なり中世より姓名
しるべきなり人のなりめてふかめ技芸をなすなり
芸事のなりなる当代頃なりなえあれ法師も検校
なるもせいなるに同じ法師の弊なんとあるの
考えも思ひなるに長いて嘆いて世のまよかりて法師
なる事も若別なく臣家なりもふ法人見なるこ

ひとなり[illegible]人くらあり

永源倉百姓文

ある人の下ふり百姓と云ふ名称其名数百と云ふ[illegible]

只数の多きを以て百姓と名付しなり堂上家或い

大名の家人にもあまた文領諸家の家臣につらなり

いひ或は浮浪計を賜なりしも世の名ちがひ其

間の名の下に字を命じ或は掃部と并付る人見

則支配から只丹後或は陸奥[illegible]支配の年人の

名ふ記しあるひい[illegible]計り賜なりしも其下に[illegible]

兼按如吾有検非違使乞察豈有如例之呼名也乎又只号采女年人者有之只采女者女之名也只年人者狗人之名也

の付字なくていい呼名とて何家何馬の紙ひとり高つ

馬つも付字なくて[illegible]紀伊家紀州家[illegible]或は[illegible]

てもあれ其家人さなり[illegible]平民の名も付くもあるよりて四位

以書ちくふ[illegible]又[illegible]百姓と云ふ名[illegible]

伊藤水馬なとと[illegible]其外[illegible]

なとと呼名[illegible]又[illegible]倉の[illegible]

永百姓[illegible]拾[illegible]其外

[illegible]或は親[illegible]大[illegible]文[illegible]

[illegible]呼名の類[illegible]武家[illegible]

[illegible]の類[illegible]宮河殿[illegible]この[illegible]拾軍記[illegible]の人[illegible]
名列[illegible]大名[illegible]の家[illegible]城[illegible]其外国名[illegible]
かなり[illegible]其外も[illegible]家[illegible]正[illegible]の[illegible]大[illegible]皆[illegible]俱[illegible]方
出[illegible]の[illegible]下[illegible]其外[illegible]
[illegible]て[illegible]文[illegible]潜[illegible]人[illegible]名[illegible]
いと[illegible]職[illegible]
[illegible]細[illegible]明[illegible]文[illegible]
[illegible]やふ[illegible]人[illegible]
[illegible]職[illegible]文[illegible]其[illegible]人
[illegible]文[illegible]見[illegible]人[illegible]ふ

[illegible]ふ[illegible]

菱家の事

菱[illegible]菱[illegible]野天神[illegible]流[illegible]嫡流[illegible]
[illegible]是則[illegible]廟[illegible]石[illegible]大[illegible]頭菱[illegible]
代[illegible]儒[illegible]
[illegible]十代[illegible]
人[illegible]式[illegible]帝[illegible]師範[illegible]
為長[illegible]次[illegible]利[illegible]
光明[illegible]寺[illegible]宅[illegible]

二廣橋と名乗まゝ二逆ゝ り唐橋と云ハ悪しく侯ゝ右京亮
国平加

清有一世記ゝ 其後五条の大納言の孫 長経卿の嫡男
正二位 菅原 定義 左京大夫 従三位 左京大夫 唐橋 一家おこり されども二条 逆ゝ より 文章
家 菅原 より 東坊城 おこり 此四家を 清原 文章 博士 大内記 と云
ゝ 先 此 兼 進 あり 故 詔書 勅書 宣命 官符 官符 官記 と云
後 信 記 と云 信 潤 と云 編 令 内 記 四 家 おのゝ
記 詔書 年月 と書 かりて 叡覧 に 備 ふ 天子 宸筆 に 深
也 ゝ 月 行 の 下 に 御 と 云 字 を 加 と 云 ゝ 中 書 有 ふ

中書 と 栗 ゝ て 別 ふ 也 と 等 ゝ 以 下 連 署 宣
旨 と もゝ ゝ 左 政 官 ふ 送 て 太 政 官 奏 あ り て 文 子
丁 字 と 書 て 左 政 官 に 送 て 太 政 官 に 成 事 ゝ て 別 に 一 通
ゝ ゝ 其 後 ゝ 人 ゝ 後 ゝ 此 法 を 名 付 ふ 事 あ り て
異 ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ

御子 左 称 号 ゝ 事

みゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ 長家 ゝ 後成 定 ゝ 称 号 ゝ 家 ゝ 有 ゝ 也
別 ゝ ふ 後 ゝ 文 ゝ ゝ 宅 有 ゝ 法 ゝ 五 条 二 位 と 云 定 家 ゝ 系
相 ゝ 但 居 ゝ 京 極 中 納 ゝ ゝ ゝ ゝ 称 号 ゝ 中 ゝ 九 ゝ 二 条

抽外抄 諸名
所部曰御子
左ハ三条坊門
南大宮東也
第明親王家
而長家卿博
領之

家於泉家と定家後別て　中家と称ス

日野家一章

日野家の元祖は大織冠五代目後流藤原右大臣内麿の
子従二位左大臣冬嗣の長男伊予守従五位下内蔵頭
家貞公の男冬嗣公の兄弟に光孝天皇の皇子
源氏の始祖なり　今の桜町中納言迄
叔父より十二代の後日野大納言俊光卿と云人あり後
龍顔天皇より此の人に代後の子息二人有　兄領を資名
と云て日野と称し次男を資朋と云て柳原と称ス

三男を日野中納言資教と云て名を記人なり　此人も大学記の
博士なり　兄弟人共に資教卿の男子なり　兄領を資名
と云て資名の男子弥九郎と云て大内記と云て武家
出奔有て武士に成り自害し　弟資朋の伝
に曰く世に知られし儒者なれども僧となりて法華経を
よみ武家師資名と髪を剃て落髪して
伝る　此光高卿嘉禄心を以て哀れと思る流相京中
恩光不絶親類　人々貴賤息者と可謂と歟

りうとして資名人を源氏ゝ[illegible]世平記もあり
世俗物語の作りもまことに[illegible]
於帰文事をいひ[illegible]
爲九郎為義[illegible]
[illegible]
例も紀大友人育[illegible]
の中子息なるべし[illegible]
[illegible]
[illegible]

良門 内舎人正六位上 贈太政大臣正二位

高藤 内大臣正二位

定方 左大臣从三位東宮傅 号三条右大臣

女 [illegible] 帝女御 醍醐帝女御 贈皇后

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の[illegible]道有朝臣の子息[illegible]和漢[illegible]学[illegible]文[illegible]
[illegible]書[illegible]依[illegible]者も大切[illegible]思召[illegible]肥馬の塵
[illegible]の賢[illegible]なるまてに[illegible]迷[illegible]
[illegible]有房病悩[illegible]如て世[illegible]天[illegible]
[illegible]花園[illegible]の余波[illegible]術[illegible]あ[illegible]内府の病[illegible]
[illegible]
[illegible]を[illegible]関の[illegible]命[illegible]文[illegible]の威[illegible]術[illegible]
[illegible]
[illegible]文朝長[illegible]
[illegible]

大[illegible]
[illegible]

諸家源氏の事

[illegible]鎌倉[illegible]大[illegible]
[illegible]
[illegible]
大[illegible]卿朝の家絶[illegible]
[illegible]
[illegible]

氏みなりて世々庶子も有又中納言兼盛卿の
はらに[illegible]伝ることなり男四人[illegible]三人源朝臣姓を賜
源氏のもとなり源氏[illegible]
[illegible]源氏頼武頼義頼信頼清頼季頼実頼[illegible]
此内頼義源氏と云又言ふ後陸奥守六郎左衛門尉貞純
親王子息六孫王経基より[illegible]
はるか源世々武勇多くなりて[illegible]武を[illegible]
一よ将軍氏源氏と称[illegible]
[illegible]源氏有云[illegible]
[illegible]

く宇多源氏なり宇多天皇[illegible]
明石[illegible]源と世信能[illegible]源氏と云更[illegible]子村上天皇[illegible]
中務[illegible]
中院[illegible]
[illegible]
仁親王[illegible]
[illegible]源氏[illegible]
[illegible]
大[illegible]源氏[illegible]

源氏に劣る世の人除氏にもたぐひ皆清和の末とのこと
ゝ漫々と人を浮べ新しき名を世に流すなり
四家の人々なりと思ふ書にもあれども
和氣丹家
和氣丹家は賢侯和氣とも清丸と称して代々
名を記し業績を清麿三代の後より賢名人多く
天下に度々の紙上に賢道を極め絶業流とて芸
を尽くしたる家なり 故に此流のみ和高鶴
と云人者賢侯と奇妙とあらしてことろ〻よ高鶴も

義拔流
院者和氣
丹波二家
兼職也不
可限和氣
一家也乎

房加之
清麿御代之
孫醫博士従
五位下成貞号
和高鶴

敬く源氏思ふ重なれども君代に人を和高鶴と云号名いなる
て昔の俗称とあり しかるに法流の法及ぶ
あり次 国家の宝器 此家に伝れ 清丸より少年
伝ふ 孔世に絶 古書記録数百
部ふ伝 完も亡のこと 又丹と云の面と少
時して丹と 昔に渡 ずから雅 世に知
業のもの 次 丹よりて 故丹 屋稽 業
丹波 伝 武 丹 武人
の云 志学 人 侍 流

事なくして侍りける武人の忠孝可人にて嘉禄の比より
病牀の身にて出家し給へりとぞ聞えし

一代称号の事

いにしへは武家を特そこと云武家にて官位を授
て上高下高とて官位に何国と云類にて是を一代号有
代々に称号なりたる九条殿定家卿より以前公家
おのゝ家にて代々九条殿と呼称し定家卿に官位有
称号に習事なり此前より代々九条殿代々師輔公の時大炊御門
右大臣頼宗公五世

の世に仕給へる故に代々称号を付給へる也
有是皆一代の号にて世事に通ぜざる公卿の
二条殿は代々此家の人なれと是は中院大納言
是関白家の良き所なれとも関白にたゝ又法名なれとも
家一代くのゝ別名有事なり
又武家関白摂政の家にて官位の称号
なれとも家々にて称号ありて別名の有る浦事なり
也中院は中院入道内大臣通村公の別名と法名なり
妙法院殿中院入道内大臣通村公

妙法院門主は、吉田の後白河院と異腹の御兄弟
寺殿にて、離宮をたてられ、法親王家門跡
と、光明院と、三門跡の長と、又後白河院の
ゆえ大塔宮をかくまひ申、奉る
なりをおこし、比叡山の天台座主尊雲法
親王は、その中より比叡山へ
准門跡の事
一向宗門跡は、金石の戒後、御門院
御ものもの、喜びつる天下なり

北軍に、宮方へ奔走あれども、異心御中に紀入道
又退き、諸国七道、ことごとくれのまくらとなりぬ
立君の下知、不知、所詮、時いたりて
義礼法の御ものもの、忠臣孝子、
ものもれども、日ごとに、威ある老の、世をよそにらるる
ものもの、されども、玉体のまくらに、きたりまち、喜ぶ
せしに、剣印領知、悪く成ぬ、押ものも、
禁、されども、比叡山、反乱、
九月の、ものもの、喜びとえいとんありて、准門跡、空

下あるべしと云々そのゝち後に常盛之ゝ流
家切髮なと法法師ゝ毛まつ〳〵れ〳〵天王寺法
師ゝ道よりもとひ申へし次

又いたく

永正年中に技門流高野流家屋んぶ吳しゝ
りのあるしゝ或人云おゝ同ゝして我門流の事
ゝ中絶〳〵〳〵法師ゝよりほかに無ぬ
者ゝ也しかのゝ弁法人よりそれ出るもしるしひ
ゝ利ゝなれたりとあり事ゝ吳しゝやうゝ

設よ中人毎よ奥そひてよてゝ事なのりなし次
ある時大臣師ゝ上法ゝ不芸いたゝ
なりゝきれしゝるゝ北山殿ゝまるゝ
ゝ中ゝ仏教ゝ家業をなゝ
師ゝ吳ゝ家門ゝ吳ゝ事ゝ
ゝ重ゝ世ゝ唱作法師ゝ
元祖法師ゝ建立ゝ法
ゝ師ゝ法ゝ道ゝ帆ゝ
ゝ中ゝ我家ゝ法望人

の流れをくみて易行を旨とする真宗の法門は
[illegible]
後世を救ふ人の[illegible]
[illegible]
[illegible]
後の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]我国[illegible]の[illegible]神[illegible]命[illegible]
法連[illegible]法[illegible]
[illegible]の[illegible]人[illegible]
[illegible]今[illegible]
[illegible]雜[illegible]
[illegible]
雜[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]教[illegible]
[illegible]

[illegible]人[illegible]
[illegible]雜[illegible]
[illegible]
[illegible]

以半いきとゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]